

トイレ設備に関する見直しの方向性（案）

(1) 法令の衛生基準としての便所の設置の考え方

- 事務所衛生基準規則（以下、「事務所則」という。）においては、男性用と女性用に区別することにより、便所を設けることとされている。この原則は、今後も必要である。
- 「便所」という場所的概念においては、プライバシーの確保が重要であることから、仕切り板又は上部若しくは下部に間隙のある壁等により便房を構成している場合（以下、「仕切り壁型」という。）は、従来どおり一連の便房を含む区域全体を法令上の便所として取り扱う必要がある。一方、仕切り壁型ではなく、個室に1つの便房が設置された方式の便所（以下、「独立個室型」という。）も多くみられるが、事務所則における便所は、個々の個室とする考え方も可能である。

(2) 便所のタイプによる法令上の位置付け

- 現在、事務所に広く用いられている便房は、仕切り壁型と独立個室型のいずれかに区分することができる。
- 仕切り壁型の便房からなる便所は、通常、個々の扉に施錠機能があり、仕切り板や壁は固定されているが、天井、床に近接する部分のいずれか又は双方に間隙があるなど、プライバシー確保は限定的である。
- 独立個室型の便房については、それ自体を1つの便所として取り扱うには、全方向を堅牢な壁や扉で囲まれ、扉に内側から施錠できる構造であるなど、その個室単独でプライバシーが確保されている必要がある。手洗い設備は、個室に設けられている、又は個室の外側に設けられている場合であっても排他的に近接している必要がある。また、独立個室型の便所においては、個々に採光及び換気が可能である必要がある。
- バリアフリー法に規定されている車いす使用者用便房やオストメイト対応の水洗器具を設けている便所（以下、「多機能トイレ」という。）については、その構造により独立個室型の便所又は仕切り壁型の便所に区分されるが、独立個室型の多機能トイレであっても、男性用と女性用に区別されていない便所については、現行の事務所則においては便所として取り扱うことはできない。

(3) 少人数の事務所における便所の男女別の取扱い

- 少人数の事務所においては、建物の構造上1つの便所しか設けられていないことがあり、便所を男性用と女性用に区分して設置することが困難な場合もある。
- 少人数の事務所に設けられた便所のうち、独立個室型便房からなるものについては、男性用及び女性用の便所の機能を兼ねるものと見なす等の柔軟な運

用を行うことは、プライバシーが確保されるという前提の下、例外的に認められうる。

(4) 多様な労働者のニーズに対応できるトイレの確保

- バリアフリー法に基づく多機能トイレの設置によって、職場において障害をもつ労働者のニーズへの対応が進んでいるが、性的マイノリティなど多様な労働者が利用可能であることなど、便所に対するニーズは多様化している。
- 事務所における便所に対する多様なニーズへの対応については、事務所則等において全ての事務所に対して一律に規定するのではなく、事業場の実情に応じて、衛生委員会などの場を活用して柔軟に対応することが望ましい。
- 一方、多機能トイレの多くは男性用と女性用を区別しない独立個室型の便所としてのニーズにも対応可能である。このため、事業場が、多機能トイレを含む、男性用と女性用を区別しない独立個室型の便所を、労働者の多様なニーズに対応するため、事務所則に基づく便所として位置付けられるものとするにより、事業場の多様な選択肢を確保することは重要である。

(5) 事務所則における便房等の必要数の考え方

- 現行の事務所則で規定する、同時に就業する労働者数に応じて必要とされる便房数や男性用小便所の箇所数は、全ての事務所に対して一律に求められる最低基準としては、見直しが必要となるものではない。
- 便所の利用状況は事業場ごとに異なることから、便房や洗面設備の増設による待ち時間の短縮、ニーズを踏まえた機能の付加など、事業場が、事務所で従事する労働者の利便性向上を図ることは重要であり、事業場の実情に応じて、衛生委員会などの場を活用して柔軟に対応することが望ましい。
- 男性用と女性用を区別しない独立個室型の便所は、少人数の事務所において例外的に設ける場合のほか、男女別便所を設置した上で付加的に設ける場合もあることから、事務所則における便所として、同時に就業する労働者数に応じて必要とされる便房数や男性用小便所の箇所数に算入できるものとして取り扱うべきである。
- なお、同様の考え方は、事務所に限らず事業場一般にあてはまるものである。